

検察庁ってどんなところ？

夏休みに検察庁へ来てみませんか！

社会科で学んでいる社会生活を営む上での大切な法や決まりについて説明します。

是非、**夏休みの自由研究**として、検察庁に来てみませんか！

実施期間 令和6年7月23日（火）～8月23日（金）

予約期間 令和6年7月1日（月）～7月12日（金）

※土・日・祝日を除く。

※施設の都合などにより、御希望に添えない場合があります。

所要時間 2時間位

※午前9時～午前11時

※午後1時30分～午後3時30分

対象者 県下の小学校・中学校に通う生徒

※必要に応じて、保護者等の同伴をお願いします。

内容 検察庁の業務説明、取調べ室・証拠品庫・記録庫の見学、手錠、防刃チョッキ、警棒、盾などの体験

申込先 〒400-8556

甲府市中央1-11-8 甲府地方検察庁 広報担当

TEL 055-228-9739

FAX 055-228-9735

受付：月～金 午前8時30分～午後5時15分

※ 検察庁では、上記期間以外でも、山梨県内の全ての皆様を対象に、年間を通じて、様々な広報活動を実施していますので、お気軽にお問い合わせください。

甲府地方検察庁企画調査課 行

お手数ですが、この申込書にご記入の上、FAXまたは郵送でお送りください。

こちらから、詳細についてご連絡させていただきます。

なお、予約制になっていますので、希望日の1週間前までにお申し込みください。

その他ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

令和 年 月 日

甲府地方検察庁各プログラム参加申込書

学校・会社・団体名						
学部・学年・クラス・課等						
参加される人数	約 名					
申込者 (代表者)	ふりがな 氏 名	(担当者:)				
	電話番号	— — (内線:)				
	FAX番号	— —				
	メールアドレス	※メールでの連絡を希望される場合は、ご記入ください。				
希望日時	第 1 希 望	令和 年 月 日	時 分	から	時 分	まで
	第 2 希 望	令和 年 月 日	時 分	から	時 分	まで
	会場等所在地					
<input type="checkbox"/> 甲府地方検察庁						
希 望 事 項						
希望するプログラム 内容 (□の中にチェックをしてください。)	<input type="checkbox"/> 検察庁の業務等の説明			<input type="checkbox"/> 法教育授業(生徒対象)		
	<input type="checkbox"/> 裁判員制度説明			<input type="checkbox"/> 法教育授業(教職員対象)		
<input type="checkbox"/> 庁舎内見学			<input type="checkbox"/> 裁判所 刑事裁判傍聴			
<input type="checkbox"/> 手錠等体験			<input type="checkbox"/> 裁判所 法廷見学			
<input type="checkbox"/> 模擬裁判実施・説明			<input type="checkbox"/> 広報ビデオの貸出し			
その他、ご希望には可能な範囲でお応えいたします。						
【通信欄】						

TEL番号 055-228-9739

FAX番号 055-228-9735

メールアドレス ppo11-koho.ur9@i.moj.go.jp

郵送先 〒400-8556 甲府市中央1-11-8

広報活動のお知らせ（検察庁）

甲府地方検察庁では、**山梨県内全ての皆様を対象に**、裁判員制度や検察庁の役割、検察官の仕事などについて、正しい理解と関心を持っていただくため、各種広報活動を行っています。

具体的な、開催日時・場所、所要時間、内容等、詳細については、担当まで連絡をお願いします。可能な限りご要望に沿って対応いたします。



▶ 検察庁の業務等の説明

検察庁の業務内容などについて、正しい理解と信頼を得るために、ふれあい広報として職員を派遣したり、お越しいただくなどして広報活動を行っています。

「検事・検察事務官になるには、どのような試験に受かればなれるのか？」などについて説明しています。

▶ 裁判員制度の説明

平成21年5月21日から裁判員制度が始まり、県民の皆さんに、職員を派遣するなどして裁判員制度に関する広報を行っています。

また、少年法等が一部改正され、令和4年4月1日から、裁判員の年齢が引き下げになり、18歳以上の方が裁判員の職に就くことができるようになりました。

裁判員はどのように選ばれるの？



裁判員になったら学校の授業や試験はどうなる？

実際に裁判員になったら何をするのだろう？

▶ 法教育に関する教員研修等

教員の皆さんに法教育授業の参考としていただくように研修等の実施を行います。

また学校での法教育授業におけるアドバイザーとしてもご利用ください。



教員研修 模擬裁判の様子

▶ 刑事裁判の傍聴 法廷見学

甲府地方裁判所での刑事裁判傍聴と、裁判についての説明や質疑応答などにより、刑事司法制度への一層の理解を深めていただくプログラムです。

※裁判の日程の都合上、実施日は要相談になります。



【お問い合わせ先】

〒400-8556 甲府市中央1-11-8

甲府地方検察庁 企画調査課 広報担当

TEL 055-228-9739

FAX 055-228-9735

▶ 出前・移動教室

小学生（是非、保護者の方もご一緒に）、中学生、高校生を対象として、学生の皆さんに、検察庁の仕事などを知りたいなどして広報活動を行っています。

総合学習の一環としてご検討ください。

◆出前教室…当庁職員が学校等へうかがい、ビデオ上映や検察官の仕事、検察庁の役割などを説明します。

◆移動教室…学生の皆さんに検察庁へ来てもらい、出前教室と同様のプログラムのほか、取調べ室などの庁舎内見学、手錠体験等を行っています。



▶ 模擬裁判の実施及び説明

架空の事件を題材にして、学生の皆さんに裁判官、検察官、弁護人の役をそれぞれ演じてもらい、各班に分かれて、被告人が有罪か無罪か、有罪であればどのくらいの刑罰がよいかを評議してもらいます。

模擬裁判終了後は、当庁検事による模擬裁判の講評、質問コーナーなどを設けます。

様々な意見が出る中、自分の考えを他の人に説明する力や、他の人の意見を聞く力、それを受け入れる柔軟性、意見を取りまとめる力などが養われることになり、法教育の一環としても有効なものになります。



▶ 巣立ち教室等の特別授業

高校卒業を控えた皆さんを対象に、当庁職員が学校等へうかがい、裁判員制度や検察庁業務等を説明します。

◆【感想の一例】

- 実際に取調べ室を見たり、検察庁の話を聞くことができて、貴重な体験でした。
- 裁判について詳しく学べたので、勉強になりました。
- 検察と警察の違いを知ることができて良かった。
- 手錠やチョッキは、予想以上に重くて驚いた。
- 模擬裁判を体験し、裁判に興味を持ちました。

など

別途、法教育に関する教職員研修及び職場体験学習を検察庁で実施する予定です。

詳しくは、担当者にお問い合わせください。

～個人・団体でのご連絡をお待ちしています！～

